イ　送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの

(ア)　送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は当該平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

(イ)　送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は当該平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

ウ　送信する電波の周波数が一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

(ア)　送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は当該平均電力が(一)七・二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

(イ)　送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は当該平均電力が（一）二四・二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

三　無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

1　送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

2　送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

3　送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

四　無線設備規則第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線局の送信装置の技術的条件は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

1　不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1)　陸上移動局の送信装置

ア　陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
八一〇MHz以下及び八九五MHzを超えるもの（一、八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
八一〇MHzを超え八六〇MHz以下（八三二MHzを超え八三四MHz以下及び八三八MHzを超え八四六MHz以下を除く。）	1　離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 2　離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下	1　離調周波数が七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値 2　離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値

注　離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

イ　基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
八八五MHz以下（八一五MHzを超え八五〇MHz以下を除く。）及び九五八MHzを超えるもの（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。）	1　離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 2　離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値
八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下	1　離調周波数が九〇〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値 2　離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値